

日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校学則 抜粋

昭和49年 4月 1日制定	昭和58年 4月 1日施行	平成 7年 4月 1日施行
昭和50年12月 5日改正	昭和61年 9月19日改正	平成 7年 7月 7日改正
昭和51年 4月 1日施行	昭和62年 4月 1日施行	平成 8年 4月 1日施行
昭和51年 9月21日改正	平成 2年 1月19日改正	平成15年 7月 4日改正
昭和52年 4月 1日施行	平成 2年 4月 1日施行	平成16年 4月 1日施行
昭和51年12月 3日改正	平成 3年10月18日改正	平成17年 7月 1日改正
昭和52年 4月 1日施行	平成 4年 4月 1日施行	平成18年 4月 1日施行
昭和53年 7月14日改正	平成 4年 7月 3日改正	平成25年12月12日改正
昭和54年 4月 1日施行	平成 5年 4月 1日施行	平成26年 4月 1日施行
昭和54年 7月 6日改正	平成 6年12月 2日改正	平成26年 月 日改正
昭和55年 4月 1日施行	平成 7年 4月 1日施行	平成27年 4月 1日施行
昭和57年12月17日改正	平成 7年 4月14日改正	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、日本大学の目的及び使命に基づき歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第2条に規定する歯科衛生士を養成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は、千葉県松戸市栄町西2丁目870番1に置く。

(課程・学科及び修業年限・在学年数)

第4条 本校の課程・学科及び修業年限は、次のとおりとする。

歯科衛生専門課程 歯科衛生士科 昼間3年

2 在学年数は、6年を超えることはできない。

(定員・学級数)

第5条 本校の学生定員は、各学年それぞれ40名とする。ただし、学級は各学年1学級とする。

第2章 教育課程及び授業単位数

(教育課程及び授業単位数)

第6条 本校の学科目の授業時間数の単位数の換算は、次のとおりとする。

- ① 講義科目については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業時間をもって1単位とする。
- ② 実験・実習・実技科目については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行

う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮し本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

④ 臨床・臨地実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

2 学科課程及び各学年授業単位数は、次のとおりとする。

学 科 目		必 修 単位数	選 択 単位数	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	履修方法
基礎分野	科学的思考 の基盤 人間と生活	自 主 創 造	1	1			
		基 礎 心 理 学	1	1			
		行 動 心 理 学	1			1	
		臨 床 行 動 科 学	1			1	
		健 康 社 会 学	1		1		
		生 物 学	2		2		
		化 学	2		2		
		歯 科 診 療 英 会 話	1		1		
保 健 体 育	1		1				
専門基礎分野	人体の構造 と機能	解 剖 学	1	1			
		臨 床 医 学 概 論	1			1	
		生 理 学	2		2		
	歯・口腔の 構造と機能	口 腔 解 剖 学	1		1		
		口 腔 解 剖 学 演 習	1		1		
		歯 の 解 剖 学	1		1		
		口 腔 生 理 学	2		2		
		口 腔 組 織 ・ 発 生 学	2		2		
	疾病の成り 立ちと回復 の促進	病 理 学 ・ 口 腔 病 理 学	2		2		
		微 生 物 学 ・ 口 腔 微 生 物 学	2		2		
		生 化 学 ・ 口 腔 生 化 学	2		2		
		薬 理 学 ・ 歯 科 薬 理 学	2		2		
	歯・口腔の 健康と予防 に関する人 間と社会の 仕組み	口 腔 衛 生 学 I	2		2		
		口 腔 衛 生 学 II	1		1		
		衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学	2		2		
		歯 科 衛 生 統 計	1				1
		衛 生 行 政 ・ 社 会 福 祉	1				1
	専門 分野	歯科衛生士概論	歯 科 衛 生 士 概 論 I	2	2		
歯 科 衛 生 士 概 論 II			2	2			
臨床歯科医学		保 存 修 復 学	1			1	
		歯 内 療 法 学	1			1	
		歯 周 治 療 学	1			1	
		歯 科 補 綴 学	2			2	
		口 腔 外 科 学 ・ イン プ ラ ント 学	2			2	
		小 児 歯 科 学	1			1	
		歯 科 矯 正 学	1			1	
		歯 科 放 射 線 学	1			1	
		高 齢 者 歯 科 学	1			1	
		障 害 者 歯 科 学 I	1			1	
		障 害 者 歯 科 学 II	1			1	
		口 腔 機 能 発 達 学	2				2

専 門 分 野	歯科予防処置論	歯科予防処置論Ⅰ	2		2		
		歯科予防処置論Ⅱ	4		4		
		歯科予防処置論Ⅲ	2			2	
		歯科予防処置論Ⅳ	2			2	
	歯科保健指導論	歯科保健指導論Ⅰ	1		1		
		歯科保健指導論Ⅱ	2		2		
		歯科保健指導論Ⅲ	2			2	
		歯科保健指導論Ⅳ	3			3	
		歯科保健指導論Ⅴ	2				2
		臨床栄養学	1		1		
	歯科診療補助論	歯科診療補助論Ⅰ	2		2		
		歯科診療補助論Ⅱ	2		2		
		歯科診療補助論Ⅲ	1			1	
		歯科診療補助論Ⅳ	1			1	
		歯科診療補助論Ⅴ	2				2
		臨床検査学	1			1	
		看護学・生体管理学	2			2	
	社会保険	1				1	
	臨床・臨地実習	臨床実習Ⅰ(ホリクリ)	3			3	
		臨床実習Ⅱ	10			10	
		臨床実習Ⅲ	9				9
	その他の分野	統合演習	12				12
		課題研究	1				1
	選択必修分野	医療コミュニケーション学Ⅰ		2	2		
		医療コミュニケーション学Ⅱ		2	2		
		医療コミュニケーション学Ⅲ		2	2		
		医療コミュニケーション学Ⅳ		2	2		
医療コミュニケーション学Ⅴ			2	2			
健康管理学Ⅰ			2	2			
健康管理学Ⅱ			2	2			
健康管理学Ⅲ			2	2			
専門歯科衛生士学		4			4		
合計		124	8	66	42	36	

8単位以上を選択履修

第4章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第12条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第13条 学期は、次のとおりとする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(休 業 日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- ③ 日本大学創立記念日（10月4日）
- ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
- ⑤ 夏季休業 7月15日から9月10日まで
- ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月9日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

第5章 入学・在学・休学・退学及び除籍等

（入学の時期）

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第16条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を持つ女子で、本校の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- ② 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

（出願手続）

第17条 入学志願者は、次の書類に入学検定料を添え、所定の期日までに願出のものとする。

- ① 入学願書
- ② 入学資格を証明する書類（出身学校長の調査書又は高等学校卒業程度認定試験合格（見込）成績証明書等）

（入学試験）

第18条 入学志願者に対する選抜試験は、別に定める方法により行うものとする。

（入学手続）

第19条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書に住民票記載事項証明書及び入学金・授業料を添え、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

（保証人）

第20条 保証人は、独立した生計を営む成年者であり、在学中の学生の身上に係る一切の事柄についてその責を負うことのできる者でなければならない。

- 2 保証人が適当でないと認められるときは、変更させることがある。
- 3 保証人が死亡又は事故により、その資格を失った場合は、その事由が発生した日から7日以内に新たな保証人を定め校長に届け出なければならない。また、保証人が本籍、住所及び氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合も、その事由が発生した日から7日以内に校長あて届け出るものとする。

(改姓・住所変更等)

第21条 学生が本籍・住所及び氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合はその事由が発生した日から7日以内に校長あて届け出なければならない。

(欠 席)

第22条 病気その他やむをえない事由により欠席した場合は、その事由を明記して7日以内に届け出なければならない。

2 病気による欠席が7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休 学)

第23条 病気その他やむをえない事由により、引き続き3か月以上出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で校長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、休学期間は、当該学年の終わりまでとし、なお、休学を要する者は許可を受けて更に1年以内の休学ができる。

2 休学期間は、修業年数に算入しない。

(復 学)

第24条 休学者は、学年の始めでなければ復学することができない。

なお、休学の事由が病気による場合は、医師の診断書等の証明書を添え願い出るものとする。

(転 学)

第25条 学生が転学しようとするときは、その事由を明らかにし、保証人連署で校長に願い出て許可を受けなければならない。

(聴講生)

第26条 本校の授業科目中の1科目又は数科目の聴講を希望する者に対して、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する規定は、別に定める。

(編入学)

第27条 他の学校から本校に編入学を願い出た者については、選考の上、学年の始めに編入学を許可することがある。

2 編入学に関する規定は別に定める。

(退 学)

第28条 病気その他やむをえない事由により、退学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で校長に退学願を提出して許可を受けなければならない。

(除 籍)

第29条 故なくして3か月以上学費の納付を怠った者は、これを除籍することができる。

2 故なくして欠席が、長期にわたる者は、これを除籍することができる。

(再入学)

第30条 正当な理由で退学した者が、再入学を志望したときは、選考の上許可することがある。

2 再入学に関する規定は、別に定める。

第6章 試 験

(試 験)

第31条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には平常試験、定期試験、追試験及び再試験がある。

定期試験は学期末又は学年末に行い、追試験はやむをえない事故のため定期試験を受けることのできなかつた者のために行い、再試験は受験の結果不合格となつた者のために行う。

3 追試験及び再試験は、本校において必要と認めたとときに限り、これを行う。

(受験資格)

第32条 試験を受けるためには、本校が指定する義務（各学期の学納金の納付、年度始めの定期健康診断の受診、授業への必要出席回数等）を完遂していないと受験できない。

(成績評価)

第33条 学業成績の判定は、優・良・可及び不可の4種をもってこれを表し、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

第7章 進級・卒業及び称号授与

(進 級)

第34条 第6条に定められた所定の学科目を履修し、試験に合格した者は進級させる。

(卒業の認定及び卒業証書授与)

第35条 第4条に定めた修業年限に達し、全課程を修了したと認めたと者は教員会の議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(称号授与)

第36条 前条の規定により歯科衛生専門課程歯科衛生士科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第8章 学 費

(学 費)

第37条 授業料その他所定の学費は、次のとおり納付するものとする。

入学検定料	20,000円
-------	---------

区 分	学 費 等 内 訳	
	前学期分	後学期分
入 学 金 (入学時のみ)	250,000円	
授 業 料 (毎 年)	350,000円	350,000円
施設設備資金 (3年間)	50,000円	50,000円

(休学・停学期間中の学費)

第38条 休学を許可された学生の休学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

2 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

(納入金の不還付)

第39条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

ただし、入学手続時及び前条第1項に当たる場合は、この限りではない。

第9章 賞 罰

(授 賞)

第40条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第41条 学生が本校の規則・命令に背き若しくは学校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、その情状によって懲戒を行うことがある。

(懲戒の種類)

第42条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当な理由がなくて出席常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。